

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当省庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(2年程度)取組	
(2) 地域における暮らしの再生						
① 地域の支え合い						
東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業	内閣府	<p>○ 被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)並びに地元NPO及び全国の女性支援団体と協力して、被災地における女性の悩み・暴力に関する臨時相談窓口を設置し、被災地において女性が安心して利用できるサービスを平成23年5月から岩手県で、同年9月から宮城県で、平成24年2月から福島県で提供した。</p> <p>○ 平成29年度は、被災3県において面接相談を実施し、県外避難者の多い福島県においては、フリーダイヤルによる電話相談も実施した。また、被災3県の行政機関が、女性の悩み相談に適切に対応できるようにするための支援策として、全国からアドバイザーを派遣するとともに、地元行政機関の相談機能を回復するための研修を実施した。</p> <p>○ 平成30年度は、県外避難者の多い福島県において、フリーダイヤルによる電話相談及び面接相談を実施した。また、集会場等において、被災者が様々な思いを語り合ったり、手作業などの作業を通じて悩みや不安を打ち明け支え合うグループ活動も実施した。さらに被災3県の行政機関が、女性の悩み相談に適切に対応できるようにするための支援策として、全国からアドバイザーを派遣するとともに、地元行政機関の相談機能を回復するための研修を実施した。</p> <p>○ 平成23年度から30年度末までの相談受理件数は、総計19,670件(うち電話相談17,120件、面接相談2,519件)であった。</p>	<p>○ 県外避難者の多い福島県について、引き続き電話相談、面接相談等を実施する。</p> <p>○ 福島県において、地元行政機関の相談機能の向上に資する研修及びアドバイザー派遣を実施する。</p>	東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業に必要な経費16百万円【復興特会】	<p>○ 県外避難者の多い福島県のみ、令和元年度以降も電話相談・面接相談、及び地元行政機関の相談機能向上研修並びにアドバイザー派遣を継続して実施する。</p>	<p>○ 東日本大震災被災地において、女性が安心して相談できるサービスを提供することにより、震災に起因する悩み等の軽減に資するとともに、地元行政機関の相談機能向上研修等を通じて、地元が自立して相談対応することが可能となることが期待できる。</p> <p>○ 相談事業のため、定量的な成果目標を定めることは困難であるが、本事業については、地元行政機関への円滑な移行を行うことを目標としている。</p>

<p>(iv 関連) 犯罪の抑止・検挙に向けた取組</p>	<p>警察庁</p>	<p>(警察官の増員) ○ 復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事務の増大に的確に対処するため、平成23年度補正予算(第3号)により、岩手県、宮城県及び福島県(被災3県)の警察官計750人の増員を措置した。平成24年度以降も被災3県への警察官の増員を継続してきたところ、岩手県及び宮城県への増員にあつては平成28年度末で解消した。 ・平成24年度:増員数750人 ・平成25年度:増員数540人 ・平成26年度:増員数450人 ・平成27年度:増員数360人 ・平成28年度:増員数290人 ・平成29年度:増員数192人 ・平成30年度:増員数170人 (警察施設の復旧・整備) ○ 被災地における警察署の修繕、交番・駐在所の建て替えに係る補助金を交付し、被災県警察において復旧事業を実施している。平成30年度においては、警察署1か所、交番4か所、駐在所4か所の建て替え等に要する経費を措置しており、当該経費に係る補助金を交付し、被災県警察において復旧事業を実施した。 (治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組) ○ 被災地の犯罪取締り機能の回復・維持のため、特別機動捜査派遣部隊を派遣した(平成24年7月まで)。 ○ 震災便乗詐欺、悪質商法等に係る関連情報の収集、取締りの徹底、被害防止のための広報啓発活動及び犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を実施しており、平成30年度においても引き続き、震災便乗詐欺に係る関連情報の収集等を実施した。 ○ 復旧・復興関連の公共事業をめぐる各種不正に係る情報の収集・分析を実施しており、平成30年度においても引き続き、当該取組を実施した。 ○ 避難所等におけるチラシの配布等による防犯情報の提供や女性警察官等による相談受理活動を実施した。 平成30年度においては、仮設住宅等への訪問活動を実施し、防犯情報の提供等を行った。 (交通安全施設等の復旧) 【再掲 5(1)①(ii)】 (警察官による交通整理) ○ 信号機が滅灯した主要交差点等において、警察官による交通整理を行った。</p>	<p>(警察官の増員) ○ 令和元年度においては、福島県に対する警察官の増員を継続する(令和元年度:増員数151人)。 (警察施設の復旧・整備) ○ 令和元年度東日本大震災復興特別会計において、警察署等の建て替えに要する経費を措置しており、当該経費に係る補助金を交付し、被災県警察において復旧事業を実施する。 (治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組) ○ 引き続き、仮設住宅等への訪問活動を継続し、防犯情報の提供等を実施する。 ○ 被災地の状況に応じつつ、各種活動に有効な装備資機材を整備するとともに、「治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組」を引き続き実施する。 (交通安全施設等の復旧) 【再掲 5(1)①(ii)】</p>	<p>・警察施設の復旧・整備 120百万円【令和元年度予算(復興特会)】 ・交通安全施設等整備事業に要する経費 362百万円の内数【平成30年度補正予算】 ・交通安全施設等整備事業に要する経費 18,892百万円の内数【令和元年度予算(一般会計)】 ・交通安全施設等整備事業に要する経費 295百万円【令和元年度予算(復興特会)】</p>	<p>(警察施設の復旧・整備) ○ 被災を受け建て替えを要する警察署、交番等の警察施設については、今後、被災地の都市計画等を踏まえ復旧を図る。 (治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組) ○ 引き続き、仮設住宅等への訪問活動を継続し、防犯情報の提供等を実施する。 ○ 引き続き、「治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組(当面の取組段階)」を実施する。 (交通安全施設等の整備) 【再掲5(1)①(ii)】</p>	<p>(警察官の増員) ○ 居住制限区域等におけるパトロール機能の強化を図り、犯罪を抑止・検挙するとともに、被災者の治安に対する不安を解消する。 (警察施設の復旧・整備) ○ 警察施設の復旧・整備を図り、警察活動の基盤を整えることにより、犯罪の抑止・検挙に向けた取組を推進し、被災地の治安の確保を実現する。 (治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向けた取組) ○ 被災地や避難先における犯罪被害の防止等を図るとともに、被災者の治安に対する不安を解消することにより、被災者が復旧・復興に専念できる基盤を確立する。 (交通安全施設等の整備) ○ 被災地における安全・安心な交通環境を確保する。</p>
-----------------------------------	------------	--	---	---	--	--

<p>(iv 関連) 東日本大震災による被災地への専門家派遣</p>	<p>消費者庁</p>	<p>○ 平成23年5月より、地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に関分野の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、ファイナンシャルプランナー)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行ってきた。</p>	<p>○ 専門家を派遣している自治体に対し、財政的支援を行う。</p>	<p>・地方消費者行政推進交付金 374百万円【復興特会】(令和元年度予算)</p>	<p>○ 自治体からのニーズに応じ、自治体の取組を支援する。</p>	<p>○ 生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築を支援することで、被災地の安全・安心の確保に向けて、その一助となるよう取組を進める。</p>
<p>(iii 関連) 情報通信技術の活用を含めた環境整備について ※(3)①(iv)(ハ)にも再掲</p>	<p>総務省</p>	<p>○情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を進める観点から、医療機関等が保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に流通させるための医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成24年度は被災地を含む5地域にて実証を行い、被災地におけるEHRの構築を促進するため、事業成果の取りまとめを実施。 ※EHR(Electronic Health Record):医療・健康情報(診療情報・健診情報等)を電子的に管理・活用できる仕組み。 ○併せて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対し、財政的支援を実施(東北地域医療情報連携基盤構築事業)。平成27年度、集中復興期間までに、岩手県、宮城県及び福島県において7件の整備事業が完了。宮城県及び福島県では県内全域、岩手県においては沿岸域を中心とした地域において医療介護分野で使用される情報を保管、共有できるための環境を実現。</p>	<p>平成27年度で事業終了</p>	<p>—</p>	<p>平成27年度で事業終了</p>	<p>平成27年度で事業終了</p>

<p>(iv 関連) 震災に伴う人権擁護活動の充実強化</p>	<p>法務省</p>	<p>震災に伴って生起する様々な人権問題(原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等)について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、人権教室の実施、シンポジウムの開催、ホームページにおけるメッセージの掲載、チラシの配布・ポスターの掲示等の人権啓発活動を実施したほか、避難所、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。 平成29年度に東京都において開催した震災と人権をテーマとしたシンポジウムには、132名が参加した。 また、平成29年12月31日までに、全国879か所で、延べ7,533回特設相談所を開設し、東日本大震災に関連するものを含む人権相談を受け付けた。</p>	<p>今後も、原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等のほか、震災に起因する生活不安・ストレス等から、その他の様々な人権侵害事案が発生することが予想される。 そこで、人権教室等の各種人権啓発活動を継続して行うとともに、被災地や避難先を含む全国各地で特設相談所を開設して東日本大震災に関連するものを含む人権相談を受け付けるなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談を引き続き適切に実施していく。</p>	<p>・震災に関する人権シンポジウムの開催 2百万円【一般会計】 ・人権擁護活動の充実強化 10百万円【一般会計】</p>	<p>少なくとも当面は、震災をめぐる現在の人権状況(原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等の発生)の継続が予想される。 そこで、これまでと同様の取組を引き続き実施するとともに、その後の震災をめぐる人権状況に応じ、取組の見直し・強化等を検討していく。</p>	<p>各種の人権啓発活動によって、国民の人権に対する理解が深まり、人権侵害事案の発生を未然に防止することが期待される。また、被災者等からの人権相談に応じることによって、人権侵害の被害者の適切な救済や被災者に対する心のケアにつながることを期待される。 なお、取組による効果(国民の人権に対する理解が深まったかどうか等)については、その達成度を数値で測れるものではないことから、定量的な成果目標を示すことは困難であるが、活動指標(シンポジウムの参加人数、特設相談所の開設回数、東日本大震災に関連する人権相談の受付件数)を設定しつつ、取組を進めていく。</p>
-------------------------------------	------------	---	--	---	---	---

<p>(iv 関連) 被災地における再犯防止に向けた取組</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 被災地において多数の保護司が活動困難な状況にあることから、被災地を管轄する保護観察所では、限られたマンパワーにより、被災地の保護観察対象者に巡回指導を実施するなど、当面可能な範囲での対応を行ったほか、平成23年度第3次補正予算により所要の予算を措置し、被災地における再犯の防止及び被災時の保護観察等の業務継続体制の強化のため、以下の取組を実施</p> <p>① 被災地に保護観察官の活動拠点を設置するなどして保護観察官が保護観察等を直接実施するための応急的な体制を整備し、保護観察処遇体制を再構築した上、被災地において保護観察官の直接担当による保護観察等を実施した。</p> <p>② 被災地における刑務所出所者等の再犯防止に向け、就労先確保や職場定着を支援(就労支援を実施した680名中545名(80.1%)が就労に至った(H24.1～H29.3))</p> <p>③ 平成27年度に更生保護官署18庁におけるサーバの集約化を実施し、これをもって、更生保護官署における全サーバの集約管理及び既存システムのバックアップ体制の整備による被災時の保護観察等の業務継続体制の強化が完了した。</p>	<p>○ 被災地において、これまでに引き続き、保護観察官の直接担当による保護観察等を実施するとともに、保護司活動の拠点(更生保護拠点)の設置は平成28年度までで終了。)となる更生保護サポートセンターを設置して、保護司活動に必要な支援等を実施。</p> <p>○ 引き続き、被災地における刑務所出所者等の就労支援を実施していく。</p>	<p>・更生保護サポートセンターの設置 14百万円【一般会計】 ・更生保護被災地就労支援対策強化事業 35百万円【一般会計】</p>	<p>○ 当面(今年度中)の取組を引き続き実施予定。</p>	<p>○ 被災地における保護観察等の実施体制を維持するものであり、定量的な目標の設定は困難であるが、これを適切に実施することにより、再犯を防止する効果が期待できる。</p>
<p>(v 関連) 矯正職員による被災地支援</p>	<p>法務省</p>	<p>○ 被災地からの要請に基づき、平成23年度末までの間、矯正職員を被災地に派遣し、①避難所の運営等支援や収容環境の整備、移送・収容業務等、②地域住民等への心理相談や少年鑑別所における一般相談、③児童及び保護者に対する児童精神医学上のケアを継続的に実施した。</p> <p>また、補正予算成立に伴い、被災地の需要を調査・調整した上で、刑務作業を活用し、仮設住宅に必要な生活備品を製作・提供した。</p> <p>なお、避難所支援・矯正施設応援等については、16回、心理相談活動等については59回、児童精神医学上ケアについては46回実施した。仮設住宅生活備品については7,440台を援助した。</p> <p>○ 平成24年度以降、心理的支援の体制の整備及び実施に努めた。</p>	<p>○ 心理的支援を必要とする少年鑑別所在所者等に対して、少年鑑別所の心理技官による心理的支援を実施する。</p>	<p>—</p>	<p>○ 当面(今年度中)の取組を引き続き実施予定</p>	<p>○ 少年鑑別所の心理技官による少年鑑別所在所者等への心理的支援を適切かつ効果的に行える。</p>

<p>(v 関連) 幼稚園等の複合化・多機能化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を措置する(1,810百万円、安心こども基金の積み増し(文部科学省分))とともに、安心こども基金の期限を平成24年度まで延長した。 ○ 復興交付金、福島再生加速化交付金には、対象事業に、「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を計上しており、上記「被災幼稚園等の幼保一体化施設(認定こども園)としての再開支援」と同様の事業を市町村等の復興計画等に基づいて実施できるよう対象事業とした。 (※復興交付金、福島再生加速化交付金の事業として採択実績有り。)</p>	<p>○平成30年度までに事業が完了していない幼稚園等について、継続して事業を行う。</p>	<p>—</p>	<p>○ 復興交付金、福島再生加速化交付金の事業として継続して支援を実施する。</p>	<p>○被災地域の実情に応じた幼稚園・保育所の復旧・復興が実現し、子どもと子育て家庭に良質な成育環境が保障される。</p>
<p>(v 関連) 学校施設と福祉施設等との一体的整備</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 平成23年7月に取りまとめた「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校施設と福祉施設・社会教育施設等との一体的整備といった、地域の拠点として学校を活用するための方策などを示した。 ○ 平成26年3月に「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」を取りまとめ、学校施設の計画・設計上の留意点などを示した。 ○ 平成27年度より毎年、先進的な取組事例についての紹介や有識者による講演等を行うセミナーを開催している。</p>	<p>○ セミナー等を通じ、普及啓発に努める。</p>	<p>—</p>	<p>○ セミナー等を通じ、普及啓発に努める。</p>	<p>○ 被災地の復旧・復興及び全国の学校施設の安全性・防災機能の強化を進める上での参考となるよう、大震災の被害を踏まえた学校施設の整備方策等について取りまとめ、周知することを目的としている。</p>

<p>(v 関連) 幼稚園等の複合化・多機能化</p>	<p>文部科学省</p>	<p>○ 平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を措置する(1,810百万円、安心こども基金の積み増し(文部科学省分))とともに、安心こども基金の期限を平成24年度まで延長した。 ○ 復興交付金、福島再生加速化交付金には、対象事業に、「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を計上しており、上記「被災幼稚園等の幼保一体化施設(認定こども園)としての再開支援」と同様の事業を市町村等の復興計画等に基づいて実施できるよう対象事業とした。 (※復興交付金、福島再生加速化交付金の事業として採択実績有り。)</p>	<p>○平成30年度までに事業が完了していない幼稚園等について、継続して事業を行う。</p>	<p>—</p>	<p>○ 復興交付金、福島再生加速化交付金の事業として継続して支援を実施する。</p>	<p>○被災地域の実情に応じた幼稚園・保育所の復旧・復興が実現し、子どもと子育て家庭に良質な成育環境が保障される。</p>
<p>(i、ii 関連) 地域包括ケア体制の整備と在宅医療・介護の推進</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、地域支え合い体制づくり事業により、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備してきた。 ○ 災害復旧費等を活用し、施設の復旧を進めてきた。 ○ 避難所等への介護サービスの提供や他施設への受入れ等により、介護サービス提供体制を確保してきた。 ○ 被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員を派遣してきた。 ○ 市町村による介護保険料や利用者負担等の免除措置等に対する国からの財政支援を行った。</p> <p>(実績) ・老人福祉施設等の復旧 自治体からの協議件数999件のうち、981件が復旧済み(令和元年7月現在) ・サポート拠点の整備 39箇所(平成31年4月1日時点)</p> <p>○ 在宅医療の連携拠点となる医療機関の整備等による在宅医療の推進の支援にも活用できる地域医療再生基金について、平成23年度補正予算により、岩手県、宮城県及び福島県を対象に、平成24年度予備費により、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県を対象に積み増しを行った。 ○ 平成24年度補正予算により、全都道府県を対象に、地域医療再生基金の積み増しを行い、地域医療再生計画に在宅医療の推進に係る事業内容を必ず盛り込むこととした。</p>	<p>○ サポート拠点を始めとした被災者生活支援に係る取組に対して、仮設住宅サポート拠点運営事業により、引き続き財政支援する。 ○ 地域全体の被災状況や復興計画等を勘案し、災害復旧費等を活用しながら、施設の早急な復旧を推進する。 ○ 各地域の地域包括ケア体制づくりに向けた具体的な取組を、市町村の復興計画に基づく具体的実施計画に織り込むことを支援する。 ○ 帰還困難区域等(※1)及び、上位所得層(※2)を除く旧避難指示区域等(※3)の住民の方については、介護保険料や利用者負担の免除措置等に対する国からの財政支援を年度末まで継続する。また、上記以外の被災した住民の方については、既存の特別調整交付金の仕組みを活用し、国からの財政支援を継続する。 (※1)①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。 (※2)被保険者個人の合計所得金額633万円以上を基準とする。 (※3)以下の4つの区域等をいう。 (a)平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む) (b)平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点) (c)平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部) (d)平成28年度及び平成29年4月1日指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)</p>	<p>・介護保険制度の利用者負担減免等の特別措置 3,374百万円【復興特会】 ・被災者支援総合交付金(仮設住宅サポート拠点運営事業) 17,661百万円の内数【復興特会】</p>	<p>○ 自治体が作成する復興計画に基づき、介護保険サービスや住まいの場等の基盤整備等を行う。 ○ 各県が策定する地域医療再生計画に基づき、拡充した地域医療再生基金を通じて、在宅医療の推進及びこれを支える人材育成等を支援する。</p>	<p>○ 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。</p>

<p>(iii 関連) 保健・医療(保健衛生施設)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 保健衛生施設等の災害復旧については、国による実地調査を行う前であっても、応急仮工事及び災害復旧工事に着手できることを周知するとともに、可能なものから着手した。 また、対象施設の管理者、関係各県等の協力を得つつ、被災施設について順次実地調査を行うとともに、施設の復旧額が確定し、交付申請のあったものに対し交付決定を行った。 ○平成30年度までに、帰宅困難区域あるいは避難指示が解除されたが住民の帰還が進んでいないため、復旧のメドが立たない施設(8施設)を除き、復旧が完了した。その結果、被害報告のあった352施設のうち344施設の復旧が完了した。(復旧完了施設には、保健衛生施設等・設備災害復旧費補助金を活用せずに復旧した施設を含む。)</p>	<p>○ 復旧のメドが立っていない8施設についても、要望があれば速やかに復旧できるよう、引き続き支援していく。</p>	<p>・保健衛生施設等災害復旧費(平成30年度)246百万円【復興特会】 (令和元年度)復旧要望がなかったため、計上せず。</p>	<p>○ 引き続き、東日本大震災により被害を受けた保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧を支援する。</p>	<p>○ 東日本大震災により被害を受けた保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧を支援することにより、地域住民の健康確保、疾病予防など公衆衛生の確保を図る。</p>
<p>(iii 関連) 障害児・者支援体制の再構築</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 避難所等への障害福祉サービスの提供や他施設への受入れなどにより、障害福祉サービス提供体制を確保した。 ○ 障害のある方への支援について、自治体職員、保健師及び相談支援専門員等が避難所や自宅を巡回し、支援が必要な方については障害福祉サービスなどにつなげる取組を行った。 ○ 被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員等の派遣を行った。 ○ 被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担を市町村が免除した場合、この利用者負担額について、国がその全額を財政支援した。</p>	<p>○ 被災地の事業所が復興期において安定した運営ができるよう、引き続き、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行う。 ○ 必要に応じて、利用者負担の免除措置に対する国からの財政支援を継続して行う。</p>	<p>令和元年度予算 ・障害福祉サービスの再構築支援 214百万円【復興特会】 ・障害者等災害臨時特例補助金 15百万円【復興特会】</p>	<p>○ 被災地の障害福祉サービスの事業再開を支援する。</p>	<p>○ 被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できるようにする。</p>



<p>(iii 関連) 医療従事者の確保</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 医療従事者の確保については、これまで、「被災者健康支援連絡協議会」の協力により医療従事者の派遣の調整を行った。また、医療機関の人材確保支援にも活用できる地域医療再生基金について、震災以降、被災3県に合計1,635億円、茨城県に140億円を交付し、さらに、平成29年度には、福島県における医療機関の再開等を支援し、避難指示解除後の住民の帰還を促進するため、基金を拡充(236億円)した。</p>	<p>○ 各県が策定する復興計画等に基づき、拡充した地域医療再生基金のほか、平成26年度から設置した地域医療介護総合確保基金を通じて、引き続き、被災地での医療従事者の継続的な確保ができるよう支援を行う。 ○ なお、福島県における医療機関の再開等を支援し、避難指示解除後の住民の帰還を促進するため、平成29年度予算において、236億円を交付した。</p>	<p>・地域医療再生基金 平成29年度23.626百万円【復興特会】</p>	<p>○ 各県が策定する地域医療再生計画に基づき、拡充した地域医療再生基金のほか、平成26年度から設置した地域医療介護総合確保基金を通じて、引き続き、被災地での医療従事者の継続的な確保ができるよう支援を行う。 ○ なお、福島県については医療機関の再開等を支援し、避難指示解除後の住民の帰還を促進する必要があることから、福島県が策定する医療の復興計画に基づき引き続き地域医療再生基金を通じて支援する。</p>	<p>○ 被災地で医療従事者ができる限り確保されるよう取り組む。</p>
<p>(iii 関連) 保健医療(専門人材)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 被災自治体に対して、発災直後から、厚生労働省の調整により、全国の自治体から保健師等を派遣し、被災住民に対する健康管理等の支援を実施。 ○ 長期にわたり仮設住宅等で生活する被災者について、被災地健康支援事業により、仮設住宅での巡回健康相談など各種健康支援活動やそれを担う保健師等の人材確保などの支援を実施。 ○ 被災自治体における保健師の確保に向けた取組に係る協力依頼について、復興庁と連名で、 ・平成26年3月には関係団体(日本看護協会、全国保健師長会及び日本看護系大学協議会)及び全国の自治体宛てに、 ・平成29年7月には関係団体(日本看護協会、国民健康保険中央会、全国保健師教育機関協議会)及び全国の自治体宛てに、それぞれ通知を発送した。 また、平成26年8月に国民健康保険中央会宛てに、在宅保健師の会に所属する保健師への周知を依頼した。 さらに、地方自治法に基づく自治体保健師派遣の協力依頼について、厚生労働省、総務省、復興庁からの通知を平成26年度より例年発出しており、平成30年12月も全国の自治体あてに通知を発送した。</p>	<p>○ 令和元年度においては、前年度に引き続き、復興庁所管の被災者支援総合交付金(177億円)のメニュー事業として対応することとしており、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の健康支援は重要な課題であることから、引き続き仮設住宅を中心とした保健活動等を支援することとしている。</p>	<p>・被災者支援総合交付金 177億円の内数【復興特会】</p>	<p>○ 引き続き、地域保健活動を担う専門人材の確保など、被災地の実情に応じた継続的な保健活動等の支援を行う。</p>	<p>○ 被災地の保健活動等への支援を行うことにより長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者の健康状態の悪化を防ぐことができる。</p>

<p>(iii 関連) 保健・医療(心のケア) 地域精神保健医療の回復・充実</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 精神科医、精神保健福祉士、看護師等の平均4、5名程度で構成される心のケアチームが、保健師の活動等と連携をとって、避難所の巡回、被災者の自宅への訪問支援等を行ってきた。 ○ 23年度3次補正予算により、岩手、宮城、福島各県の障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増しを行い、各県に「心のケアセンター」を開設し、そこを拠点とする心のケアの専門職による支援として、被災者に対する看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等による仮設住宅、自宅への訪問支援等を行う事業を開始した。</p>	<p>○ 東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、帰還者の不安に対応する新たな拠点の設置、自主避難者等への支援などを通じて、被災者にきめ細やかな心のケア支援を行う。 ○ 被災地の様々な心のケア活動データの集積・解析を行うとともに、心のケアセンター間の連携強化を図る。その知見を活用した新たな専門研修・調査研究等を推進する。</p>	<p>令和元年度予算 ・被災者支援総合交付金 177億円の内数(被災者の心のケア支援事業)【復興特会】 ・被災3県心のケア総合支援調査研究等事業 291百万円【復興特会】</p>	<p>○ 東日本大震災により被災した方々への心のケアの重要性に鑑み、生活再建のステージに応じた切れ目の無い心のケアに取り組む。</p>	<p>○ 被災地で中長期にわたる継続的な心のケアを行うことにより、被災者の避難生活の長期化や生活再建プロセスでの環境変化に伴うストレスへの対応、新たに心の不調を訴える者への対応を行うことで、被災者の心のケアの充実を図り、心の健康の悪化を防ぐことができる。</p>
<p>(iii 関連) 災害時情報ネットワークを駆使した人工透析体制の確保</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 「厚生労働省防災業務計画」(平成13年2月14日厚生労働省発総第11号)における個別疾病(人工透析)の災害応急対策に基づき、公益社団法人日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等を行った。 ○ 平成23年度第3次補正予算では、公益社団法人日本透析医会災害情報ネットワークシステムの機能強化に必要な経費を計上し、災害時の透析患者の受入体制の充実を図った。</p>	<p>○ 東日本大震災時に、公益社団法人日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等を行った。今後も引き続き、その災害時情報ネットワークシステムを駆使し、災害時の人工透析体制の確保を図る。</p>	<p>-</p>	<p>○ 引き続き、災害時情報ネットワークを駆使した災害時の人工透析体制の確保を推進する。</p>	<p>○ 本ネットワークの活用により、災害時の人工透析体制の確保の継続が期待出来る。</p>

<p>(iii 関連) 医療保険制度の一部負担金減免等の特別措置</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>(1)一部負担金・保険料の減免措置等 ①平成23年度の対応 ○被災により被保険者証等を紛失した場合も、医療機関で、氏名、生年月日等を出し申すことにより、保険診療を受けることができることとした。(平成23年6月末日まで、7月1日からは被保険者証が必要。) ○震災により住宅が全半壊等した方や主たる生計維持者が死亡又は行方不明となった方、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等(※1)の住民の方などについて、震災後の1年間、医療保険の一部負担金等の免除を行うこととし、これに要した費用について、保険者に対して国による財政支援を行った。 ○震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の被保険者及び事業主や、主たる生計維持者が死亡した又は行方不明である方、住宅が全半壊等した世帯等の保険料の免除、徴収猶予等を行うこととし、これに要した費用について、保険者に対して国による財政支援を行った。 ②平成24～30年度の対応 ○避難指示区域等(ただし、旧避難指示区域等(※2)においては上位所得層(※3)を除く)の住民の方について、医療保険の一部負担金の免除措置を平成31年2月末まで、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の免除措置を平成31年3月分まで延長することとし、これに要した費用の全額を、保険者に対して国により財政支援を行った。 ○旧避難指示区域等の上位所得層の住民の方について、平成26年9月末まで、医療保険の一部負担金、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の免除措置を実施し、これに要した費用の全額を、保険者に対して国により財政支援を行うこととした。 ○その他の特定被災区域(※4)の被災者について、国民健康保険・後期高齢者医療制度では、平成24年9月末まで、一部負担金及び保険料の免除措置を実施し、これに要した費用の全額を、保険者に対して国により財政支援を行った。 平成24年10月以降の特定被災区域の被災者及び平成26年10月以降の旧避難指示区域等の上位所得層の住民の方については、国民健康保険・後期高齢者医療制度では、保険者の判断により一部負担金又は保険料の減免措置を実施することが可能であり、減免による保険者の財政負担が著しい場合には、減免に要した費用の10分の8以内の額について、国が財政支援を行った。 また、その他の医療保険に加入の方は、加入する保険者により、一部負担金が免除される場合があり、協会けんぽでは、保険者の判断により、平成24年9月末まで、一部負担金の免除を実施した。 (※1)①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう。(いずれも解除・再編された場合を含む。) (※2)平成25年度以前に指定が解除された①旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度に指定が解除された②旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された③旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の4つの区域等をいう。 (※3)医療保険における高額療養費の上位2つの所得区分の判定基準等を参考に設定。 (※4)災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。 (2)医療機関等への配慮 ○医療機関等は、免除した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求できることとした。 ○被災地の医療機関や被災者の方を多く受け入れた医療機関等について、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合等であっても、診療報酬上、入院料の減額措置を行わないこととした。 ○保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等した場合、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施できることとした。 &lt;集中復興期間の総括&gt; 特別措置や財政支援を通して被災者を支援することができた。</p>	<p>(1)一部負担金・保険料の減免措置等 ○帰還困難区域等(※5)及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の住民の方について、医療保険の一部負担金、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料の免除措置を、さらに1年間延長することとし、これに要した費用の全額を、保険者に対して国により財政支援を行うこととしている。 ○その他の旧避難指示区域等の上位所得層及び特定被災区域の住民の方について、国民健康保険・後期高齢者医療制度では、保険者の判断により一部負担金又は保険料の減免措置を実施することが可能であり、減免による保険者の財政負担が著しい場合には、減免に要した費用の10分の8以内の額を国が財政支援を行うこととしている。また、その他の医療保険に加入の方は、引き続き、加入する保険者により、一部負担金が免除される場合がある。 (※5)避難指示区域等から再編された区域であって、平成31年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(令和元年度に解除された区域を含む。) (2)医療機関等への配慮 ○被災地の医療機関については、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者の受け入れを継続している場合も、診療報酬上、入院料の減額措置を行わないこととしている。なお、これらの診療報酬の算定要件の緩和措置は、現在も被災地特例措置を利用している保険医療機関については、令和2年3月末まで継続利用可能としている。 令和2年4月1日以降の取扱いについては、特例措置解消に向けての取組の進捗状況を踏まえ、来年度中に決定するものであるが、中医協において岩手県及び宮城県については、仮に令和2年4月1日以降も引き続き当該特例措置の利用が必要である場合においても、特例措置の利用については、最長で令和3年3月31日までとすることが決められている。</p>	<p>・避難指示区域等における医療保険制度の特別措置 5,672百万円【復興特会】(令和元年度予算)</p>	<p>○ 期待される効果・達成すべき目標 ・被災者が必要な保険診療を受け、健康を保持できること ・医療保険財政の安定</p>	
<p>(iv 関連) 地域コミュニティの再生支援</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○平成23年度第3次補正予算において、高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等が連携し、孤立防止のための見守り活動等を実施する「地域コミュニティ復興支援事業」を創設。(緊急雇用創出事業臨時特例基金(住まい対策拡充等事業分):予算額40億円)。 ※対象地域:被災3県を基本としつつ、県外避難者への支援も対象 ※本事業を活用し、延べ11県165市町村で避難者への支援を実施 ○平成24年度は、経済危機対応・地域活性化予備費により、基金を積み増す(30億円)とともに、事業の実施期間を平成25年度末まで延長した。 ○平成25年度は、補正予算により、さらに基金を積み増す(30億円)とともに、事業の実施期間を平成26年度末まで延長した。 ○平成27年度は、復興特会において、「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」を創設し、自治会等の既存のコミュニティ組織を活用したより効率的な見守り等の体制づくりを支援。(被災者健康・生活支援総合交付金59億円の内数。) ○平成28年度は、被災者見守りや相談支援に関わる予算をより効果的、一体的に執行するため、既存事業の整理統合を行い、「被災者見守り・相談支援事業」とした。 (被災者支援総合交付金220億円の内数。) ○平成29年度は、引き続き被災者見守り・相談支援事業を被災者支援総合交付金のメニューに位置づけて、被災者の見守り等を継続的に支援。 (被災者支援総合交付金200億円の内数。) ○平成30年度は、引き続き被災者見守り・相談支援事業を被災者支援総合交付金のメニューに位置づけて、被災者の見守り等を継続的に支援。 (被災者支援総合交付金190億円の内数。)</p>	<p>○仮設住宅や災害公営住宅等における被災者の生活支援や高齢者等の孤立防止のため、引き続き地域の取組を支援していく。</p>	<p>・被災者見守り・相談支援事業 被災者支援総合交付金177億円の内数【復興特会】</p>	<p>○避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、被災者の取り巻く環境の変化に応じて、安心して日常生活を営むことができるよう見守り・相談支援が必要。</p>	<p>○被災者の孤立防止。生活上支援を必要とする被災者の自立、安定した生活の支援。 ○自治体やNPOなど関係者間の総合調整を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員、自治会等の既存の組織・仕組みを活用しながら事業を実施するため、効率的に事業を実施。</p>

<p>(v 関連) 里親制度の活用</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親制度も積極的に活用していただけよう周知し、認定を推進した。 ※親族による里親の申請122件(児童168人)うち認定122件(児童168人)(平成29年3月現在) ○ また、おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更した(平成23年9月1日より)。 ○ 両親を亡くした児童等について、家庭と同様の環境のもとで生活できるよう、引き続き里親制度を活用。</p>	<p>○ 引き続き、児童相談所の職員が、両親を亡くした子ども等への支援のため、親族による里親の認定を推進する。</p>	<p>・児童入所措置費 131,657百万円の内数【一般財源】</p>	<p>○ 里親制度を活用することにより、両親が死亡又は行方不明となった児童を養育する親族に対して経済的支援を行うとともに、訪問支援や相互交流などにより支援を行う。</p>	<p>○ 両親が死亡・行方不明である児童の健やかな成長と、将来の自立を図る。</p>
<p>(v 関連) 子どもの心のケア等</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>○ 被災地と他県の児童相談所職員がチームを組み、各避難所を巡回し、現状把握及び両親を亡くした児童の確認や面談等を実施。 ○ 平成23年度一次補正予算で、安心子ども基金を27億円積み増し、児童福祉専門職員が、スクールカウンセラー等と連携を図り、被災した児童への相談・援助を行う取組を推進。(平成23年度四次補正、平成24年度補正予算で積み増し・延長) ○平成23年度に厚生労働省の要請により日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置、同センターの下に関係団体が協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立した。 ○ 被災した子どもへの支援強化及び長期化する避難生活への対応のため、子どもの心のケアだけでなく体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大、子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業を創設、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業を創設するなどの総合的な支援を行う新たな補助金を創設し、被災地の自治体を実施する取組について財政的支援を行った。</p>	<p>○ 「被災した子どもの健康・生活支援対策等支援事業」については、より効果的な被災者支援を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括した「被災者支援総合交付金」における事業として実施(復興庁において一括交付金措置)。</p>	<p>令和元年度当初予算 被災者支援総合交付金 177億円の内数【復興特会】</p>	<p>○被災3県等との情報交換や協議を行い、被災地で不足している子どもの心の専門家の派遣など、必要な支援を行う。</p>	<p>○被災地の子どもが健やかに成長できるよう、きめ細やかな対応を図る。</p>

<p>(vi 関連) 被災した生活衛生 関係業者への 支援 (②(iv)、(3)⑦ (i)にも関係)</p>	<p>厚生労働 省</p>	<p>○ (株)日本政策金融公庫による東日本大震災 復興特別貸付による支援及び補助金等を活用し、 訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災 生活衛生関係業者の1日も早い事業再開を支 援。 ・生活衛生同業組合等に対する補助 交付決定10 件 (平成27年度のみ)の事業) ・東日本大震災復興特別貸付 貸付件数3,759件 (平成31年3月末までの累計)</p>	<p>○ 東日本大震災復興特 別貸付による被災した生活 衛生関係業者等への支 援。</p>	<p>・株式会社日本 政策金融公庫出 資金 平成30年度予 算 433百万円 令和元年度予 算 329百万円 【復興特会】</p>	<p>○ 東日本大震災復興特 別貸付による資金繰り支援 などにより生活衛生関係営 業者の自立への支援を進 める。</p>	<p>生活衛生関係業者の自 立</p>
<p>(x viii 関連) 自殺対策の推進</p>	<p>厚生労働 省</p>	<p>○ 平成21年度補正予算により都道府県に造成し た地域自殺対策緊急強化基金について、被災者・ 支援者の心のケア等に積極的に活用されたい旨 都道府県に周知した。 ○ 平成23年度第3次補正予算により、地域自殺 対策緊急強化基金に37億円を積み増した。 ○ 被災者・支援者一般向けの心のケアについて のリーフレット「ほっと安心手帳」について、心理的 状況の変化に応じて、「災害発生直後から半年」 (第一弾)と「災害発生半年後から一年」(第二段) の2種類を作成し、希望に応じて被災地を始めと する都道府県・政令指定都市等に送付するととも に、ホームページで公表した。更に、「災害発生後 一年後～」(第三弾)を作成し、ホームページで公 表した。 ○ 「被災地対応編」を盛り込んだゲートキーパー 養成研修用テキスト及びDVDを作成し、宮城県に おいて被災地における対応も含めたゲートキー パー養成のための研修を実施した。 ○ 全国自殺対策主管課長等会議において、東 日本大震災の被災者等に関する取組の推進につ いて要請した。 ○ 福島県において自殺対策官民連携協働ブロッ ク会議を開催し、被災地において自殺対策に取り 組む自治体職員や民間団体を招き、自殺の状況 及び取組について情報を共有するとともに、連携 の在り方等について意見交換を行った。</p>	<p>○ 引き続き、地域自殺対 策緊急強化基金等を通じ て、被災地を含めた地域に おける自殺対策を支援す る。</p>	<p>—</p>	<p>○ 自殺総合対策大綱に基 づき、被災地を含めた地域 の実情に応じたきめ細かな 自殺対策を推進する。</p>	<p>○ 東日本大震災の影響も 含めた経済情勢の変化や 社会不安の増大による自 殺の増加という深刻な事態 の招来を予防する。</p>

<p>( i 関連)被災地における林業・木材産業の復興</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 仮設住宅等の復旧資材確保のため、木材加工流通施設の復旧を支援。平成23年度から、被災した115か所のうち41か所に支援し、支援した箇所は、全て復旧済み。</p> <p>○ 被災した林業者等の経営再建のための金融支援を実施。</p> <p>○ 雇用主と就業希望者双方の不安を解消するための就業相談会及びトライアル雇用を実施するとともに、被災者の円滑な就業を支援するため、新規林業就業者への研修等を支援(平成24～26年度)。</p> <p>○ 地域材を活用した、地域の文化や気候風土に調和した木造住宅等の建設を促進するための住宅づくり相談会、見学会、講習会等の取組、リーズナブルな住宅の開発・普及を支援。</p> <p>○ 汚染状況重点調査地域の森林整備に係る作業システムの導入を支援(平成25～30年度)。</p>	<p>○ 復興木材の安定供給のため、搬出間伐、路網整備、境界の明確化、高性能林業機械の導入、加工流通施設整備、バイオマス関連施設整備など川上から川下まで一体となった対策を支援。</p> <p>○ 震災復興に向けて、汚染状況重点調査地域における放射性物質の影響を考慮した森林整備に係る作業システムの導入を支援。(平成27年度までに事業採択したリース料の後年度負担)</p> <p>○ 実質無利子・無担保・無保証人貸付等の実施による被災林業者等への金融支援。</p> <p>○ 木材加工流通施設の復興等を支援。</p>	<p>・災害復旧関連金融対策 48百万円(令和元年度予算)【復興特会】</p> <p>・震災復興林業作業システム導入支援事業245百万円(令和元年度予算)【復興特会】</p> <p>・木材加工流通施設等復旧対策事業59百万円(令和元年度予算)【復興特会】</p> <p>・木質バイオマス施設等緊急整備事業(福島再生加速化交付金)(令和元年度予算)【復興特会】</p>	<p>○ 引き続き、被災地における森林・林業の再生を図るため、被災林業者等への金融支援など所要の支援を講ずる。</p>	<p>○ 持続可能な森林経営の確立を図るとともに、復興住宅等への地域材利用を推進し、被災地域の林業・木材産業の復活を図る。</p>
---------------------------------	--------------	--	---	---	---	---